



CONTENTS

I Farewell

25 年余を顧みて	平野 仁彦	2
定年退職を迎えて		
— 今後は、日本の「保守とリベラル」および選挙の研究など	村上 弘	6

II Sabbatical

フランクフルト滞在を振り返って	安達 光治	10
京都と雰囲気が似ている?! 米国ワシントン DC 滞在記	大西 祥世	12
学外研究のご報告	湯山 智之	14

III Academic Conference

日本労働法学会 第 136 回大会 開催報告	佐藤 敬二	16
学会開催報告 — 日本法哲学会 2019 年度学術大会 —	平野 仁彦	17

IV Academic Activities

日本私法学会シンポジウム（商法分野）での報告を終えて	島田 志帆	18
日本公法学会での報告を終えて	正木 宏長	20
「客観性」への疑問：日本政治学会での報告	小堀 眞裕	22
日本政治学会とワークショップでの発表を終えて	村上 剛	24

V Ceremony

2019 年度・第 14 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式		
第 3 回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞授与式	山本 忠	26
2019 年度・第 17 回天野和夫賞の授与式	山本 忠	27

VI Departure

師は道を伝へ業を受け惑ひを解く所以なり	孫 文	28
---------------------	-----	----

VII Study Group

研究会		30
-----	--	----

Farewell

退職記念

25 年余を顧みて

平野 仁彦 HIRANO Hitohiko

今年度末で定年を迎えます。1994 年 4 月から法学部助教授および教授を務めましたから、本学での奉職 25 年余になります。来し方を顧みて、人との出会いに恵まれた四半世紀であったと思います。

先日、学而館南階段下で偶々通りかかられた大平先生から声をかけていただきました。どこかで私の最終講義の掲示を見ていただいたようで、「平野さん、早いですね。ついこの間まで青年将校のように思っていたのに」と。前任が地方の国立大学でありましたから、着任当初より、随分様子の異なる立命館に来させてもらって独特の緊張感を持っていたのかもしれませんが。それがそのような印象につながった。しかし衣笠キャンパスにおいて、それは様々な出会いを導いてくれるものとなりました。

法学部には若手懇という非公式の組織があります。以前は毎年のように年度末に旅行が企画され、和倉温泉、南紀白浜、淡路島などへ一緒に行かせていただきました。また、年



度ごとに教学総括を行う調査委員会では、集中討議のため合宿が行われたことがあり、湯の花温泉や嵐山、比叡山にも行かせていただきました。そして、1990 年代までは 2 月に、ほとんど例外なく学部教員総出で缶詰め状態の入試採点業務が何日もありました。そのようなあれこれの機会に、法学部の同僚先





ゼミ写真

輩の先生方とお話することができ、大学のこと、学部のこと、教育のことなど、様々なご経験からいろいろ大いに学ばせていただきました。

2000年3月、元総長天野先生がお亡くなりになりましたが、そのときには、学部長大河先生のもとで追悼集『回想の天野和夫』の上梓に関わらせていただきました。天野先生の奥様ほか本学重鎮の方々に知遇を得る機会ともなりました。そしてその半年後、2000年9月から1年間ハーバード大学へ外留。帰国後には学務のかたわら、副学長要請により滋賀医科大学附属病院の治験審査委員会に外部委員として入らせていただくこととなりました。治験委員会での苦労は、私の研究に格別の幅と深みを与えてくれるものとなりましたので、そこで出会った異分野の先生方との交流とともに、私にはかけがえのないものになっています。

しかし本学における人との出会いという点で圧倒的な部分を占めてきましたのは、他ならぬ学生たちです。

学生に恵まれました。主担当が法哲学でしたから、法学分野としては基礎法学、その中でも原理的理論的な考察をこととする領域で、かなり地味な分野です。しかしゼミには、意欲的な学生が多く集まってくれました。法学部を卒業後、マスコミやメーカー、金融機



松山城

関へ進んだ学生もいましたが、研究者、教員、弁護士も少なからず。また不思議なことに、毎年のように公務員志望者が何人もいて、実際に公務に就いて行きました。また中には、ゼミに入るまで法学部での成績は全く芳しくなかったのですが、演習で報告担当した難しい法哲学文献を「こういうのがやりたかったんです」と嬉々として語り、立派な報告をして力を伸ばした学生もいました。時宜を得た学生の面目とその成長を見る思いがしました。

専門演習のやり方については、最初から抽象度の高い理論を検討するわけに行かず、具体的な法問題から法理論そして法哲学へと段階を経て徐々に深い探究へいざなう工夫をしましたが、熱心な学生たちから様々な意見をもらうこともありました。例えば、抽象的な理論の検討に必ず具体的事例を入れること、ゼミでの個別研究報告に対し他のゼミ生からコメント票の提出を求めること、演習内容について単票で疑問点等を出せるようにすることなど。こうしたアイデアの導入によって演

みになったと思います。本当に皆よくやってくれました。

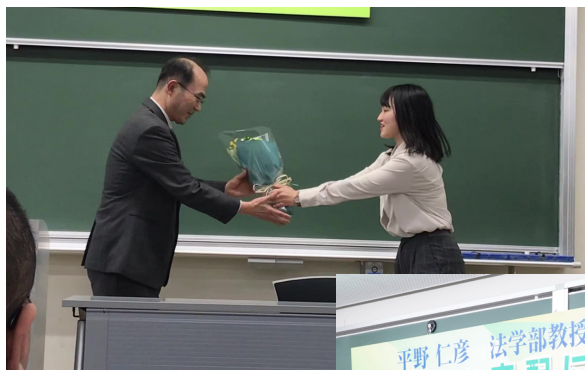
もう1つ、2014年-15年に図書館長を務めさせていただきましたが、そのときにも、立命館の底力を感じさせられるところがありました。丁度、キャンパス整備計画が進み、OIC新キャンパスの図書館と衣笠キャンパス新図書館の設計および工事が進んでいた時期です。また、同時に兼務していた私立大学図書館協会の会長職では、大学図書館の機能の見直しとラーニング・commonsの導入、そして図書館予算に占める電子ジャーナルの比重の高まりと高騰化、それに伴う図書予算構造の再編が大きな課題となっていました。図書館の部会議や図書館委員会、私大図協では幹事会などでそれぞれ活発な議論が行われました。

本学衣笠の新図書館建設のことに関しては、例えばこのようなこともありました。建物のどこか石板に象徴的なラテン語の銘文を

刻んではどうかということになり、担当者が類例など積極的に調べ、部会議でも検討白熱して1つの候補を選定したのですが、最終的には寄付者のご意向により採用に至りませんでした (“intellectum valde ama”)。しかしこのことについて、後に総長学長になられた吉田先生が、職制のモチベーションが下がることをご心配くださり、態々私の個人研究室にまで事情説明にいらして下さったのです。事情には近藤次長も納得されました。職員の意気込みの高さと、それを挫くことになったことを慮るご配慮の深さ。ここに立命館の確かな基盤があります。

大きな課題については時に意見の対立することがありますが、常にそこには、対立を越える一私学としてのまとまり、仕事の確かさ、取り組みの誠実さ、そして困難に立ち向かう気概がありました。本学で巡り合うことのできた様々な方々に同じような底堅さを感じさせていただきました。有難いこと。いずれの方々にも衷心より感謝の念を強くしています。

(ひらの ひとひこ・法哲学)



Farewell

退職記念

定年退職を迎えて ― 今後は、日本の
「保守とリベラル」および選挙の研究など

村上 弘 MURAKAMI Hiroshi

人間はふつう、ネコよりも長い寿命とチャンスを得けるが、私は力不足を実感することが多かった。65年間やれなかったことは今後できないと考えると、定年退職は合理的です。他方で、いくらか論文や教科書を創れたことは慰めになり、また今後は、散歩や旅、読書、映画・美術鑑賞などに時間を費やすのが楽しみです。

とはいえ積み上げたノートと経験でもう少し授業したいところ、特別任用教授や担当科目の設定のご配慮を頂き、学部長・執行部や同僚の先生方に心より感謝いたします。



1. 忙しいが快適な、立命館大学と法学部

1986年に立命に就職しましたが、基礎演習や夜間（二部）の授業もあり、「負担平等の原則」で役職が回ってきました。でも多忙にもかかわらず、概して快適な職場でした。「平和と民主主義」が伝統で、教職員の方々も穏健でリベラルな人が多いからでしょう。ゼミでは学生が計画した旅行＋市役所等ヒアリングを楽しみ、卒業生は、これまで毎年同窓会を開いてくれています。

学外研究が保障され、ケルン大学（当時は西ドイツ）、コンスタンツ大学で研究し、博士論文申請の本『日本の地方自治と都市政策』（法学会の出版助成に感謝！）や教科書を執筆できました。なお、就職前の2年間のコンスタンツ留学では、フレンドリーな数人のドイツ・イギリス人学生と知り合い、自分も見習おうと思ったものです。

図書館、修学館書庫の散策は、大きな喜びです。昔のある論文を読む必要が起こった時、

前の行政学担当の岡崎先生が入れてくださったのか、1940年代の当該外国雑誌が修学館地下に在ったのには、感激しました。私も後の世代のために、新刊図書（おもに利用度の高い和書）を所蔵リクエストしています。

『立命館法学』は共同研究室がしっかりサポートし、論文はウェブで広く読んでもらえます。

緑の丘と世界遺産に囲まれ、北にクリエイティブな日本画家の美術館、南にクラシック音楽喫茶、そしてお寺の墓地まである衣笠キャンパスは、素晴らしい。時計台はデュッセルドルフ中央駅に似て、その正面の運動場は、学生や子供、ネコが遊ぶ緑地に変わりました。朱雀にはビクトリア様式の本部、衣笠には古典様式の新図書館が建設されました。

通勤時間は長いのですが、帰路は、バスに適当に乗れば、鉄道と接続する市内各所でお酒を飲みます。西大路の地下鉄計画は消えま



したが、JR 円町駅の新設、快速市バスとキャンパスへの乗り入れはありがたかった。単線なのに 10 分間隔で走る可愛い嵐電や、高雄溪谷にすぐ行ける JR バスも楽しめる良い大学です。

2. グルメな研究と、教科書【注 1】

政治学では、①現実の社会的問題への関心と、②観察やデータによる実証的な証明作業がともに推奨されます【注 2】。優れた交響曲（例、モーツァルト第 36、シューマン第 3、オネゲル第 2、プロコフィエフ第 6）が、テーマと細部彫琢の両面で魅了するのと似ています。最近の日本では②を優先する研究者も多いが、データがそろわない現象の研究、「改革」の効果予測などには消極的になります。

私の場合、①を重視し②は「中程度の実証」でもよいと割り切るゆえに、気軽に、重大なのに研究が少ない「おいしそうな」テーマを取り上げてきました。

- (1) 日本、ドイツの都市政策 (2) 日本、ドイツの地方自治 (3) スイスの住民投票

・・・以上は、『日本の地方自治と都市政策—ドイツ、スイスとの比較』（2003 年）で一応完了。

(4) 道州制・・・「ポスト道州制の地域振興政策」（2019 年）で完了。

(5) 大阪市廃止（大阪都）構想・・・「大阪都の経済効果」（2018 年）でほぼ完了。

(6) 日本の保守・リベラルと選挙、(7) 公共性、市民社会、(8) 日本人の政治意識、政治学教育、(9) ポピュリズム（扇動政治）・・・『日本政治ガイドブック』（2014 年／全面改訂新版 2018 年）で中間まとめ。

政治学入門付きのこの日本政治教科書（入門・中級レベル）は、いくつかの意図がありました。①定年が近づいたので、自分の教育・研究を総合し、社会に情報発信する。②政治学一般の教科書、日本政治評論は多いが、日本政治全体の学術書は少ないので、参入する。③ 1 人で書いて、視点を明確にし全体を調整したい。④民主主義の発展と崩壊の歴史（映画案内付き！）を教え、民主主義とポピュリズムをちょっと理論的に考える（6、7 章）。

【注 1】2. ～ 5. の詳細は、『立命館法学』2019 年 5・6 号（2020 年 3 月末）掲載予定の退職記念講義記録「職業としての政治学教育」。インターネットでも読めます。

【注 2】R・O・コヘイン、S・ヴァーバ、G・キング（真淵勝監訳）『社会科学のリサーチ・デザイン』勁草書房、2004 年、p.16-17。

⑤参考文献をページ数まで案内する。・・・本の売れ行きは、内容以外の各種ファクターによっても決まる、と言いつけておきます。それでも、全国の大学・公立図書館に所蔵され、苦勞してよかったです。

『よくわかる行政学』（2009年／2版2016年）の方は、佐藤先生（政策科学部）と共同編集で、行政を大きく内部過程、外部過程に分ける（恩師・村松先生のアイデアの借用ですが）など工夫し、多くの研究者に執筆していただき、良い教科書になりました。

3. 効率的なアクティブ・ラーニング

大学教育の責務は、学生の主体的な思考力の育成ですが、忙しい大学なので、それを効率的に実現するメソッドを工夫しなければなりません。大講義において、レジュメ説明ではなく、大量の板書と口述（重要部分は繰り返す）を筆記させる方式は、「ノートを取る訓練になる」「注意が集中できる」「私語がない」など好評でした。中規模講義や小集団授業でも、質問を設定し、5分間で考えノートに記した回答をマイクで順に話させる、班ごとに議論した結果を黒板に書かせプレゼンさせるなど工夫しました。（詳しくは『立命館

法学』2019年5・6号。）

4. 学内行政

行政学では、組織におけるイノベーションに注目します。私の場合、二部（夜間コース）主事するとき、社会人学生からの意見もあり、授業の開始と終了のブザーを、柔らかいチャイムに変えるよう働きかけました。『立命館法学』を横書きに変える改善は、当時の編集委員長（久岡先生）にお願いしました。専門科目の定期試験での中途退出禁止は、企画委員会で豊下先生の問題提起を支持して実現を促しました。執行委員だった1994年の労働組合の最大要求の1つは、教室へのクーラー導入で、当然のこととは言え実現して嬉しかったです。副学部長（1999年）は、大河学部長のご指導を受け、他方で驚きの連続でした。

2005年の入院のあと体調不良が続き、ご迷惑をおかけし、それ以後の役職は、法学会編集委員長と公共政策実習世話人くらいです。どちらの場合も、「事務室マニュアルの整備」に努めました。これは、①仕事上の事件、ミス、改善などは、事務担当者のマニュアルに記録しないと、担当者が代わり忘却さ

公共的な知識・認識についての調査 【2019年11月、法学部専門講義「公共性論」で実施】

新聞の読み方	回答者数		ニュースを説明できる人 (%)			保守・リベラルの認識*		
	(人)	(%)	日韓 対立	消費税 引上げ	非正規 雇用	自民党	立憲 民主党	日本維 新の会
1. ほぼ毎日、紙の新聞を読む。	4	7	75	100	75	3.3	1.8	2.8
2. ときどき、紙の新聞を読む。	13	22	46	92	46	3.4	2.2	2.2
3. ほぼ毎日、インターネットの新聞社HPを読む。	14	24	71	79	57	3.3	2.1	2.4
4. ときどき、インターネットの新聞社HPを読む。	10	17	60	70	60	3.6	2.0	2.7
5. ほぼ毎日、インターネットの「まとめサイト」で読む。	8	14	63	50	50	3.4	2.0	2.3
6. ときどき、インターネットの「まとめサイト」で読む。	7	12	0	44	33	2.6	2.4	1.8
7. 新聞は、ほとんどまたは全く読まない。	2	3						
合 計	58	100	52	72	52	3.3	2.1	2.3

注） *は、3政党の政治的立場を、リベラル（1点）から保守（4点）までの尺度に位置づけてもらった（平均値）。

れてしまう。②そうしたマニュアル整備のためには責任者もチェックした方が良い、という「組織論」的な見解に基づくものです。

5. 今後の研究

残るテーマは、2. の (6) (7) (8) (9) の展開です。小テーマは、①日本でのリベラルの弱さは、民主主義の危機か、また先進国のなかで異例か。②リベラリズムの伝統的定義と、その揺らぎの問題。③日本のリベラルは、どの程度弱いのか（議席率、得票率、支持率で異なる）。④日本でリベラル政党が弱い原因の諸説明の検討、です。

たとえば④を、新聞は「民主党政権への失望」「リベラル政党の非現実的（あるいは逆に保守寄り）な政策」が悪いと片づけますが、それに加えて、選挙制度、自民・公明協力、右派的な維新がリベラル票を食う不思議（ヨーロッパでは保守票を食うらしい）、リベラル政党の党内ルールや広報の不備、地方議

員不足、私益優先で強いものに同調的な日本人の意識なども研究されるべきです。

②④に関連して、近年注目される、若い世代が維新や自民党を民主党などより「リベラル」だと捉えているといった「保守・革新軸のあいまい化」について、関連する講義で意識調査を試みました。

この調査では、新聞の読み方との相関を見ました。より広げた調査が必要ですが、伝統的な「保守・リベラル」軸のあいまい化は、新聞を読まず公共的ニュースに疎い層で起こっているようです。重大な現象ですが、そこからもし仮に、保守やリベラルの理念・概念自体が意味喪失したと論じるなら、「実証的」と言えないでしょう。むしろ、社会や公共の問題の認識のために、学生に新聞を読む習慣を付けさせることや政治学教育が不可欠であると、読める調査結果です。

（むらかみ ひろし・行政学、地方自治論）



Sabbatical

外留報告

フランクフルト滞在を振り返って

安達 光治 ADACHI Koji

今年度（2019年度）春学期に、2度目のドイツでの国外研究の機会を得た。「法曹コース」設置などをめぐり、教学・学内行政における環境が厳しさを増すなか、学外研究の機会を与えて頂いたことにつき、同僚の先生方をはじめとする関係スタッフに、心より感謝申し上げたい。

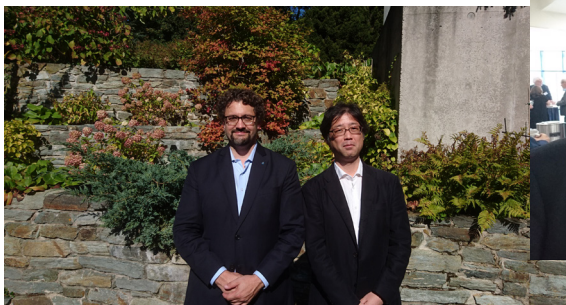
今回は、フランクフルト（Frankfurt am Main）ドイツにはもう一つ、北東部のオーデル川沿いにフランクフルト〔Frankfurt an der Oder〕がある）を留学先に選んだ。その理由は、フランクフルト大学の刑事法研究者のリベラルな学風に惹かれてということもあるが、クリストフ・ブルヒャルト氏（Prof. Dr. Christoph Burchard）が刑法講座の主任教授をされていることが大きい。ブルヒャルト氏には、2009年から11年までチュービンゲン大学で実施した最初の学外研究の際に、色々とお世話になった。当時、彼はフォーゲル教授（Ehem. Prof. Dr. Joachim Vogel — 大変残念なことに、2013年のヴェネツィア旅行中にゴンドラの事故で亡くなられた）の研究所でハビリタントをしていた。バイエルン出身の気さくで頼りになる人物であり、私と年齢が近いこともあって、ブルヒャルト氏がフランクフルト大学の教授に就任したと聞いてからは、次の留学で受入をお願いしようと秘かに思っていた。そこで、一昨年、学外研究にアプライする際に受入をメールで依頼したところ、一送信ミスのため中途半端な文面であったにもかかわらず一すぐに快諾の返信を頂けた。そうした事情から、今次の留学

は、ブルヒャルト氏の支援がなければなかったものといっていよい。改めて感謝の意を表したい。

さて、今回の学外研究のテーマは、一言でいうと、ドイツにおける共謀関連犯罪の検討である。ドイツでは、日本と異なり、予備や陰謀・共謀などの実行着手前の行為を処罰する個別規定は、内乱などの重大な国家に対する罪を除き、基本的に置かれていないとされる。他方で、犯罪結社罪（129条。テロ関連の特定の重大犯罪に関する加重規定として、129条a）や、重罪の教唆未遂、重罪ないしはその教唆の遂行の用意があることの表明・申し出の受入れ・他者との合意の罪に関する規定（30条）がある。今次の研究課題は、これらの規定に関する歴史的経緯、解釈論上の問題、運用状況等に関する調査・検討を内容としており、科研費・基盤研究C「ドイツにおける重罪合意罪（謀議罪）及び犯罪結社罪・テロ結社罪の歴史的展開と現状」の一環である。現地では、日本で入手困難な博士論



研究所の建物



ブルヒャルト教授と


 刑法学者大会にて
 (左：ボイルケ教授 右：シャル教授)

文などの文献の収集・読解の他、ブルヒャルト氏の紹介で検察官及び弁護士から規定の適用状況について聞くことができた（結論からいうと、実務的には、これらの規定は、これによる処罰というよりも、主として捜査端緒とするために活用されているようである）。また、受入機関であった犯罪学・法哲学研究所には、「火曜ゼミ」があり、研究所に所属する教授や彼らの教えを受ける（受けた）助手、実務家等 20 名程度が 2 週間に一度程度集まり、学内外の講師を招いてゼミを開いている。さながら「刑法読書会」のような雰囲気、刑事法関連の様々なテーマに関する話を聞くことができたので、ここに参加できたことは興味深く、有益な機会であった。その他の留学中の出来事について、1 点挙げるとすれば、電子媒体でご覧頂ける事柄として、フランクフルトの大学新聞「UniReport」から、海外からの研究者として取材を受けたことがある。拙いドイツ語ながら、約 1 時間、記者の方の質問に答えつつ、現在の研究や留学生活、日本とドイツの大学研究室の違いなどについてお話しできたことは、得難い機会であった（記事は、UniReport 4-2019 [https://www.unireport.info/44450838/UniReport_Archiv] (11 頁) に掲載されている。UniReport は、フランクフルト大学のドイツ語版ホームページの下部にあるボタンから閲覧することもできる）。

ところで、現在のフランクフルトは、まさに「建設ラッシュ」といってよい状況で、街のあちこちに新築マンションを中心とする高層建造物の工事現場がみられる。その主な理由は、一アパートの大家さんに伺った未確認情報ではあるが一 Brexit にあるとのことである。現在、多くの金融機関がロンドンからフランクフルトに拠点を移そうとしているため、職員の住まいに対する急激な需要の増加に対応するためとのことだそうである。いかにも「金融大都会」フランクフルトラしい。私の住まいは、金融等のオフィス街や Zeil などの繁華街から地下鉄で 3 駅ほど行っただ町のアパートの 5 階屋根裏部屋であった。1907 年（奇しくも、日本の現行刑法典成立の年）に築造され、第 2 次大戦の爆撃でも、屋根の一部が壊れた程度であったとのことである。大家さんは大変親切な方で、折に触れ気遣って頂き、また、毎日 5 階まで階段を昇り降りして運動になったのもよかった。

今回の学外研究の課題は、いうまでもなく、2017 年に成立した共謀罪立法を動機としている。本罪の今後は予断を許さないが、留学で得たことを糧にさらに研究を進め、この問題に関し学界等に向けて発言するだけでなく、ドイツでも日本の状況について発信できればと思う。最後に、今回も単身での留学を許してくれた家族にも感謝したい。

(あだち こうじ・刑法)

Sabbatical

外留報告

京都と雰囲気似ている?!
米国ワシントンDC 滞在記

大西 祥世 ONISHI Sachiyo

2018年9月下旬からサバティカルをいただき、同年10月より約1年間、米国ワシントンDCに滞在して、ジョージタウン大学ローセンター（以下、「ジョージタウン・ロー」という）にて在外研究を行いました。長期の国外研究は初めてでしたが、とても充実した時間を過ごすことができました。貴重な機会をくださった法学部・法科大学院の皆様、とりわけ憲法部門の先生方に心より感謝申し上げます。

DCで印象に残ったことはたくさんありますが、3点に絞ってご紹介します。

第一に、想像以上に自然が美しく、京都と同じように四季を楽しめたことです。到着した10月に、米国独立宣言起草者で第3代大統領トーマス・ジェファークソンの邸宅モンテチェロ（DC隣のヴァージニア州）に行き、盛りは過ぎていましたが美しい紅葉と広大な自然を楽しみました。



ジョージタウン・ロー、
キャンパス内の満開の桜

また、日米友好のシンボルとして1912年に日本から送られた桜が遊歩道や街路樹として整備されて、市民が花見を楽しむ文化が根づいていることも印象的でした。桜の名所がDCのあちこちにあり、満開の時期はどこもたいへんな混雑でした。DCでは道路など公共の場での飲酒は法律により禁止されているため、日本のような「お花見」は見かけませんでしたが、各地でさまざまな桜模様のグッズがお土産品として売られていて、こうした点も日本の観光地と同じでした。

DCでお会いした方々には、京都に住んだり旅行したりしたことがある方が多かったことも意外でした。DCと京都は、自然が豊か、建物が低い、人口密度が高くないなど、街の雰囲気が似ている点を挙げながらおしゃべりがはずみました。他方、DCは私の感覚ですが、秋冬は京都よりも冷え込みが厳しく、春夏は京都と同じように日差しが強くて蒸し暑く、激しい雷雨もしばしばで、気候の変化に追いつくのがたいへんでした。

第二に、日本よりも物価が5割ほど高いように感じました。食材や日用品の買物で、京都では2000円くらいと思う量がDCでは3000円強くらいでしょうか。さらに驚いたのは、ネット通販でプリンタの補充インクを買う際に、米国サイトで購入する価格と、日本のサイトで米国への航空便送料込での購入価格が、ほぼ同じだったことです。また、米国が本場のバーボンウイスキーが、DCで45ドルくらいだったものが日本では3500円ほどで販売されていました。同じものが日米で価格がこれほど異なる理由の一つは、単

なる物価の差だけではなく、日本の賃金水準の低さであろうと想像しました。帰国後、米国サンフランシスコ市では年収 1400 万円で低所得者とみなされるという報道（日経新聞 2019 年 12 月 12 日）に接して、そうしたいを強くしました。

第三に、ジョージタウン・ローで参加した憲法学やジェンダー法学の講義や、学内で開催される数々のセミナーが刺激的で、毎日の学びが楽しく、学生気分に戻ったような気持ちになりました。

とくに、連邦最高裁判所判事をゲストに招いたセミナーが印象に残っています。ルース・ベイダー・ギンスバーグ判事と、エレナ・ケーガン判事のセミナーに、それぞれ参加できました。「生」で見たギンスバーグ判事はとてもフレンドリーな雰囲気でした。「ジェンダー平等のレガシー」というテーマで、法律論だけではなく、ご自身や連邦最高裁スタッフのワーク・ライフ・バランス推進についても、聞き手とのユーモアを交えた巧妙なやりとりを交えてお話しされ、時間があっという間に過ぎました。また、ジョージタウン・ローの特別教授で、全米で議会政の憲法学の第一人者といわれるヴィクトリア・ノース教授の講義にも参加して、親しく意見交換できました。

ところで、日本で DV 防止法制定の機運が高まっていた 2000 年秋に、私は 3 か月ほ



在外投票の投票所、DC の日本大使館
(旧大使公邸玄関前) にて。

ど DC に滞在して、DC 第一審裁判所 DV 法廷の調査研究を行いました。翌 2001 年冬にジョージタウン・ロー・DV クリニック主任担当のデボラ・エプスタイン教授を東京にお招きして研究会を行い、日本の新法に向けても有益なご示唆をいただきました。同教授は今回の受入教授で、DC で当時上映されていた映画「Shoplifters」（「万引き家族」、2018 年、日本）の劇場情報を教えていただくなど、研究とともに、趣味、生活の面でもあたたかなご厚意をいただきました。日米の DV 被害者救済・支援の取り組みについて約 20 年間の状況の推移をふまえた比較研究ができました。

加えて、偶然にも DC 滞在中の 2019 年 7 月に、第 25 回参議院議員通常選挙が行われ、私は初めて海外で投票をしました。国政選挙における在外投票の権利を獲得するに至った裁判は、憲法学の講義で必ず扱われる重要な判例です。憲法学研究者として貴重な経験ができました。

今日の米国は、議会、大統領、最高裁判所の関係がゆらいでいます。憲法の解釈論や権力分立制といった論点についても大いに勉強になりました。研究の成果は今後、紀要「立命館法学」などで発表したいと思っています。

(おおにし さちよ・憲法)



朝 6 時から連邦最高裁傍聴券の
列に並んで 50 番目

Sabbatical

外留報告

学外研究のご報告

湯山 智之 YUYAMA Tomoyuki

2019年4月から9月まで、イタリアのトレント大学法学部にて学外研究をさせていただきました。当初予定していた研究機関から諸事情により変更することになりました。学外研究の機会をいただき感謝申し上げます。法学部の同僚・事務室の皆さんには不在中色々とご迷惑をおかけしました。また、法共研・法学アカデミーの皆さんには研究のサポートなどでお世話になりました。

トレントは、イタリアの州の中で一番北にある、トレンティーノ・アルト・アディジェ自治州の中心都市で、1563年のトリエント公会議の開催地として知られる、こじんまりとした町です。この州は、世界自然遺産に登録されているドロミテ渓谷や、イタリアで面積最大のガルダ湖はじめ多数の湖があって、自然の豊かなところで、トレントの所在する南のトレンティーノ県と北のボルツァーノ県に分かれています。ボルツァーノ県は南チロルとも呼ばれ、オーストリア・スイスと接していて、住民もドイツ語話者が多いです。

この地域は、長くオーストリアの統治下にあり、1861年のイタリア建国後も、イストラ半島やダルマチア（現在クロアチア領）とともに、「未回収のイタリア」と呼ばれイタリアへの編入が要求されました。第一次世界大戦後イタリアに割譲されました。

第一次大戦中にイタリアへの統合を運動して、敵性国民としてオーストリア軍に処刑されたチェーザレ・バティスティは町の英雄で、1935年に郊外のドス・トレントの山の上に建てられた彼の霊廟は、市内のどこからでも見ることができます。



トレント大学法学部

イタリア領になると、ムッソリーニの時代に南チロルのドイツ系住民がイタリア語使用や国外退去を強制されることもあったそうですが、第二次大戦後のオーストリアとの条約を受けて、州・県の自治権やドイツ系住民の言語権が保障されました。

この地域の特産はリンゴとブドウです（どちらも主にボルツァーノ県で栽培されているものですが）。スーパーではリンゴが山のように積まれています。シュトゥルーデル・ディ・メーレという、アップルパイのようなスイーツも有名です（起源はオーストリアですが）。ピザはリンゴのスライスが載っているとか（最初サツマイモかと思いました）、カクテルは青リンゴが漬けてあるとか、ご当地名物という大体リンゴが入っていました。夏が短くずっと涼しいこともあって「青森のようだ」と思ったこともしばしば。

ワインも特産で、毎晩アパートに戻ってご当地のワインに舌鼓を打ちながら、スペックという塩漬け肉をかじるのが至福の一時でした。美食の国だけあって、スーパーで売って

ある食料品（パン、バター、チーズ、ハムなど）でもおいしかったです。

こちらの料理は、山国ということで肉料理が中心で、ビーフステーキやシチューなどオーストリアやハンガリーの影響を受けたものが多いです。兎、鹿、猪といったジビエ料理もあります。キノコのパスタも定番です。肉料理の付け合わせに出てくるポレンタ（とうもろこしの粉を煮たもの）は当地だけの特産ではありませんが、毎年6月に、男達が伝統衣装を着て、守備側と攻撃側に分かれてポレンタの入った鍋を争奪する「ポレンタ戦争」の祭りはトレントの風物詩になっています。

受け入れていただいたトレント大学は、かつて極左テロ組織の「赤い旅団」が結成されたところとして知られていますが、現在はそんな物騒なことは微塵もありません。法学部は、ドゥオーモ（大聖堂）やネブチューンの噴水などがある町の中心部のすぐ近くにあります。建物の形はL字型ですが、二つの建物が連結されていて、階がずれているので、連結部分にある階段を歩いているうちに、何

階にいるのか迷うことがよくありました。

学生の自習スペース（1階）も広くとってあり、その窓ガラス一面にイタリア憲法の基本原則（第1条の民主制・人民主権、第2条の人権の不可侵、第10条の一般国際法の尊重、第11条の戦争の放棄など）の条文が描かれていました。学生はいつも熱心に勉強していました（金曜日は、週末を実家で過ごすために帰省するので、ほぼ無人になります）。

教員の研究室に私の研究室を用意してもらいましたが、二人部屋・三人部屋が普通なのに驚きました。また、イタリアでは小学校から大学まで、試験は筆記試験だけでなく口頭試問が必須だそうで、大学でも定期試験が終わった6月から、連日、学生が教員の研究室に来て、事前に出題された問題に解答した後、教員から質問責めに遭っていました。研究室の外の狭い廊下にあるベンチには順番を待つ学生が大勢座って、暗記した解答の練習をする光景がありました。

私が居候していた研究室は、ローマ法の教員の研究室でした。ローマ法が（たぶん）必修科目として開設されているのが興味深かったです。ポスドクに講義をさせて、教員がついて指導しているようでした。北イタリアの大学対抗のローマ法の模擬裁判大会が開催されていて、この教員の指導する学生たちが優勝してニュースになりました。

国際法（国際人権法・欧州連合法を含む）の科目も多く、図書館の法学の蔵書に占める国際法の本の多さに目を見張りました（憲法より多い）。欧州人権条約やEU法の知識は当然のこととなっていると感じた次第です。

さて、肝心の、滞在中にどういう研究をしたかですが・・・ここで紙数が尽きましたので、またの機会にさせていただきます。この度は貴重な機会を賜り、本当にありがとうございました。

（ゆやま ともゆき・国際法）

トレントの全景



町の中心のドゥオーモ広場

Academic
Conference

学会開催報告

日本労働法学会 第 136 回大会 開催報告

佐藤 敬二 SATO Keiji

2019 年 10 月 19 日(土)、20 日(日)に、日本労働法学会の第 136 回大会を、立命館大学衣笠キャンパスにおいて開催しました。立命館の前総長である吉田美喜夫先生はもとより、戦後立命館の基礎を築かれた元総長の末川博先生も本学会の会員であり、逆に本学会の代表理事である中窪裕也先生も、本学名誉教授の大久保史郎先生が中心になって組織された国際学会である INTELL の日本大会に出席されるため本学においでになっていたりと、本学とも縁の深い学会です。本学会は 1950 年以来大会を開催しており、立命館大学では過去 5 回開催されているのですが、2007 年以来 12 年ぶりに、明学館の地下から 4 階までを使って開催することができました。

初日は、4 つの会場に分かれて、個別報告 3 本と 7 つのワークショップ、報告者・司会者・コメンテーター合わせて 31 人の報告が行われました。現代的な問題関心に支えられた多彩な内容であり、参加者も事前の申し込みでは 200 人強であったのですが、当日参加や傍聴者も多く、合わせて 250 人以上の方に出席いただきました。また、夕方から懇親会を諒友館地下で開催しましたが、こちらも事前の申し込みが 120 人程度であったのに対し、160 人以上が出席されるなど盛会なものとなりました。

二日目は、統一テーマを「労働契約における規範形成の在り方と展望」として、朝 9 時 30 分から夕方の 18 時 30 分まで長時間にわたる大シンポジウムを開催しました。労働契約上の合意内容は、本来は労働協約や労働



契約自体に規定されるべきですが、それが弱い現状のもとで、基本的には使用者が作成する就業規則によって労働条件が設定されるとする最高裁判決と、それを立法化したと説明されている労働契約法の規定により、使用者による一方的決定が正当化されています。それに対して、2020 年 4 月から施行される改正民法に新設される定型約款をめぐる議論の中で、あらためて労働契約による内容規制のありかたを検討しようとするものでした。民法学からの報告や、ドイツあるいはイギリスとの比較法的検討も含めて、6 本の報告が行われました。質疑応答と討論の時間を 3 時間もとっており、長すぎるのではないかと心配もしたのですが、これまでも多くの議論が交わされてきた問題でもあることから活発な議論が行われ、3 時間でも足りないくらいでした。

大シンポジウムの途中で、学会の総会をほさみ、日本労働法学会奨励賞の表彰や、会計報告、各種関連学会の報告などが行われました。ここで徳川信治法学部長より、開催校を

代表したご挨拶をいただきました。徳川先生のご研究に対して、労働法研究者である片岡昇先生、窪田隼人先生や吉田先生からお教えいただいたことを述べるものであり、出席のあ



る会員からは、学会での挨拶としてすばらしいものであったと感想を伝えていただきました。

日本労働法学会は、従来は、1日の日程で年2回開催されていたのですが、昨年と今年のみ年1回にするかわりに2日間にわたって開催する形式をとりました。後日、2日間にわたったことによる事務負担について労っていただくご連絡もいただいたのですが、いろいろと不備はあったものの、ともかくも無事に開催できたことは幸いでした。末尾になりましたが、法学アカデミーの赤塚さんをはじめ、開催にご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。

(さとう けいじ・労働法)

Academic
Conference

学会開催報告

学会開催報告 —日本法哲学会 2019 年度学術大会—

Academic
Conference

平野 仁彦 HIRANO Hitohiko

2019年11月16日(土)・17日(日)の2日間、本学朱雀キャンパスにおいて、日本法哲学会2019年度学術大会が開催された。

第1日は分科会個別報告、午後にワークショップ、総会および懇親会。第2日は統一テーマ企画として、今年度は「他者をめぐる法思想」と題し、7つの主報告、総括コメントのあと、テーマに関する全体シンポジウムが行われた。

分科会では若手研究者により、正戦論、自由法論、臨床医療倫理論、批判法学など様々なテーマに関する研究報告が行われた。またワークショップは、2つの会場に分かれ、「法



秩序における他者—カントの法・政治哲学から—」「人口問題の法哲学」および「ジョエル・ファインバーグの法哲学を描き出す—自由と

権利の観点から」をテーマに、ミニシンポジウムの形式で数々の研究報告と熱心な議論が展開された。

第2日統一テーマ企画では、大会委員長による提題「他者をめぐる法思想」の趣旨説明のあと、古典的ないし近代の自然法論、ヘーゲル、シュティルナー、ミル、シュミットなど、歴史的位相の中で各法哲学者の法思想がどのようなであったかについて議論が行われた。

大会は、二条駅に近い朱雀キャンパスにおいて、中川会館2階の教室と大講義室、そして会議や懇親会については多目的室を利用

し、コンパクトかつインテンシブに運営することができた。ひとえに学会大会の開催に真摯な協力を惜しまれなかった様々な方々のおかげである。

開催校代表者として法務研究科長和田先生には懇親会冒頭にたいへん趣のある挨拶をしていただいた。大会運営は、法学アカデミー赤塚さんのご尽力と、手伝いに朝早くから集まり、LINEで自発的積極的に情報共有を図りながら次々の難局に当たってくれた大学院生・学部生諸君の努力あればこそ。また、朱雀キャンパス管理室および朱雀独立研究科事務室の方々にもたいへんお世話になった。会場校責任者として謝してお礼を申し上げたい。

大会終了後、学会大会の会場のこと、進行のこと、案内応接のことについて、学会参加者から優れて好意的な評価をいただいた。稀に見る集約的な、充実した学会大会になったように思われる。

(ひらの ひとひこ・法哲学)



学会発表報告

Academic
Activities

日本私法学会シンポジウム（商法分野）での報告を終えて

島田 志帆 SHIMADA Shiho

2019年10月5日・6日、立教大学を開催校として、日本私法学会第83回大会が開催された。商法分野のシンポジウムは、「株式制度の再検討—会社法における基礎的な理論の視点から—」をテーマとし、慶應義塾大学

商法研究会のメンバーで報告を担当した。私の報告テーマは、「株式の譲渡と株主名簿制度」であった。他の報告者は、山本爲三郎慶應義塾大学教授（司会）、高田晴仁慶應義塾大学教授（報告テーマは「種類株式と属人的

定め)、柳明昌慶應義塾大学教授(『公正な価格』の判断枠組みとマーケット・チェックの意義・射程—オークション理論を手掛かりとして)、杉田貴洋慶應義塾大学教授(「自己株式取得規制緩和の意義」、久保田安彦慶應義塾大学教授(「資本充実規制の再検討」)であり、コメンテーターは、加藤貴仁東京大学教授、白井正和同志社大学教授に引き受けていただいた。

私の報告テーマについては、当初は、振替株式を巡る近時の裁判例を素材にして、解釈論的な分析を行うことが予定されていた。しかし、報告メンバーで打ち合わせを重ねる中で、株券不発行会社の株主名簿の免責力、相続と名義書換という論点も取り上げることとなった。ただ、上記の3つの論点は、問題としている場面がかなり異なっているため、どのような形で報告にまとめるかに頭を悩ませることとなった。そのような中、本シンポジウムに向けた準備会が計3回行われ、そこでの議論を通じて、株主名簿制度という切り口で報告をまとめる方向性が定まった。

シンポジウム当日は、午前の部において、各報告者がそれぞれ30分程度、要点を報告した。私の報告内容の詳細は旬刊商事法務2207号21頁以下に掲載されているが、概要、振替株式に係る少数株主権等の行使については、個別株主通知ではなく株主名簿の記載に基づき権利行使をなしうる範囲を広げていこうとする立法論を支持し、また、株券不発行会社の株主名簿の免責力については、ドイツ法の議論を参考に、これを肯定すべきとの見解を示した。相続による株式取得については、包括承継の場合の例外として、株主名簿の名義書換によらずに取得者は権利行使できるとの解釈が支持されるべきことを主張した。

午後の部では、まずはコメンテーターの先生方によるコメントと質問が行われた。私の

報告については、加藤教授からコメントと質問をいただいた。その詳細は私法82号に掲載される予定であるため、そちらを参照していただきたいが、加藤教授のご質問は、私の主張における理論面の不備・不足を的確に指摘するものであった。私は、自分の考えを何とか回答するだけで精いっぱいであった。

その後は、会場からの質疑応答の時間となった。全部で16件の質問があったが、司会の山本教授による巧みな進行により、無事、シンポジウムの終了予定時刻までにすべての質問に回答がなされた。特に最後の質問では、近時、学界で大きな関心を集めている論点(瑕疵ある新株発行の効力と仮払込の支払責任との関係)に関して、洲崎博史京都大学教授からの問題提起と久保田教授による応答がなされ、締めくくりとしては最高の形ではなかったかと思う。私の報告に関していえば、事前の予想に反して質問は1件のみで、果たして報告が成立していたのか不安があった。後日、本学の村田敏一教授のお心遣いにより、ドイツ会社法の分析部分については、その道の第一人者である高橋英治大阪市立大学教授や神作裕之東京大学教授から肯定的な評価をいただいたことを知ることができ、安堵した。また、久保田教授からは、松元暢子学習院大学教授や開催校の松井秀征立教大学教授が本シンポジウムについて好意的な意見をくださった旨を知らせていただいた。全体としては、充実した内容でシンポジウムを開催できたのではないかと考えている。

最後に、立命館大学商法研究会のメンバーに感謝申し上げたい。上述したように、4月の準備会の時点で報告の方向性が決定したため、その後、報告原稿の大幅な書き直しに迫られることになった。7月上旬が原稿の〆切であったが、6月上旬に本研究会で報告の機会があり、数々の有益な示唆を得たことは、

原稿完成に向けて大きな支えとなった。

また、本学の松岡久和教授にも御礼申し上げます。私の報告テーマには、民法と関係が深い論点が含まれていた。そこで、オフィスアワーで学生の予約がないというときに松岡教授に質問にいき、また、最後には（原稿の〆切の日）、オフィスアワーでもないのに研究室に押しかけて質問をした。甚だ無礼な行為であり、深く反省しているが、

当時は、まさに藁にもすがる思いであった。シンポジウム当日はかなり緊張したが、心の中では、松岡先生と何とか対話が成立したのだから、もし民法的な質問があっても何か答えられるはずだと思ってシンポジウムに向かうことができたのは、ひとえに松岡教授のおかげである。いずれも快く対応していただきましたこと、心より御礼申し上げます。

（しまだ しほ・商法）

Academic Activities

学会発表報告

日本公法学会での報告を終えて

正木 宏長 MASAKI Hirotake

今年は元号が変わって令和になったのだが、令和元年の公法学会の報告が私に依頼された。公法学会の報告依頼を受けることは、人生に何度もないであろうし、報告者に選ばれることは名誉なことなので、依頼を受けて、報告することになった。

そのようなわけで、2019年10月13日に日本公法学会の第2日目第1部会で「公共事業の持続可能性―水道事業の担い手に着目して―」というタイトルで報告をした。内容はといえば、簡易水道に見られる水道組合をとりあげて、公共団体以外の私人による水道経営の現在の実態や可能性を論じるというものだが、詳細については2020年発行の公法研究に掲載される予定なので、そちらを参照いただきたい。ちなみに今話題の水道法改正については少し言及はしたが、あまり論

じてはいない。

さて、私の公法学会報告の思い出は、正直言うと、報告や質疑応答云々よりも、台風第19号の襲来と公法学会が重なったことである。台風19号は日本列島に大きな被害をもたらしたのだが、結果論からいえば、被害は東日本を中心に発生していて、開催校の大阪大学周辺は学会期間中それほど大きな影響を受けていたわけではなかった。だが、それは事後的に振り返ってみればの話であって、当時は学会の開催自体が危ぶまれる状況で、実際、学会1日目は東京から関西方面への交通機関が不通になっている中、開催された。

そういった状況なので、学会当日までの私の心配は、報告よりも台風のことで、「今年の公法学会は開催されるのだろうか。開催されないとなると、もしかして私の報告は来年

に延期、あるいはお流れになるの？半年かけて準備してきたのに、そんな～。」だとか、「開催されたとしても、がら空きの会場で空気に向かって報告するのは、それはそれで寂しいな～。でも、それならプレッシャーはかからないか。」とかそんなことばかり考えていた。一応、無事、公法学会は開催されたし、(遠隔地在住の会員は、学会前日に会場地域に来ていたことが多いので)思ったよりも出席者は多かった。だが、それでもやはり、例年より出席者は少ない感じだったし、関東以东からの出席者は帰路の心配もあったようであり、みんな台風が気になるのか、会場全体にどこか落ち着かない雰囲気がある中での開催であった。一日目などは暴風雨なので、会場の外を歩けず、出席者全員が会場に閉じ込められたかのような様相だった。自分自身は、報告の前日は明日の報告のことが気がかりで... というようなことは全然なくて、報告前日の夜は学会のことよりも台風のことが気になって、「明日の準備をしなければ」と思いつつ、テレビで各地の被災状況についての報道ばかり見ていたので、私にとって今年の学会の思い出は台風19号の思い出とセットになっているのである。

報告については、用意しておいた原稿を読みあげて、質疑応答もあらかじめ提出された質問用紙に記載された質問に答えるという形だったので、当日は準備通りに報告したという感じだった。質問が多かったのは憲法の片桐先生だったからということもあるが、意外と当日の自分の報告の印象は残らないものだ、と感じた。公法学会の報告は、事前準備や一連の各種研究会でのプレ報告も含めて、一体として行われたのだと考えれば、約半年の準備期間をかけての報告は、全体として見れば感慨深く、貴重な機会をいただいたと思っている。学会運営委員の山本隆司先生

と藤谷武史先生には、運営委員会での打ち合わせの際に報告内容について助言をいただいたり、当日の質疑応答への対応で助言をいただいたりと、大変、お世話になった(他の報告者からうらやましがられることもあった)。この場を借りて御礼を申し上げたいと思う。

今年は、自分の人生の転機のような大きな出来事が多かった。公法学会についても報告の他、学界展望の執筆の仕事も抱えていたのだが、おそらくは、他人に「今、公法学会関係の仕事を二種類抱えていて」と言うのは、今年が最初で最後だと思う。さらに言うと、別の大きな仕事を始めていて、こちらが七転八起といった感じで、正直に言えば、学会報告と共にそちらの方の進展も自分の重大な懸念事項だった。学会報告が終わっても、「さあ学会報告は終わった、次はこちらを何とかせねば。」という気持ちになって、気持ちの休まる間も無かったのだが、幸い、こちらの方も何とかうまく進められそうな雰囲気や、将来、成果を見せることができるかもしれないというところまでたどり着いた。学者として生きる限り、1つの研究の区切りがついても、他の研究が続き、終わりはないのだと思う。

(まさき ひろたけ・行政法)



Academic
Activities

学会発表報告

「客観性」への疑問：日本政治学会での報告

小堀 眞裕 KOBORI Masahiro

哲学などでは、当然のように疑われる「客観性」であるが、政治学では、まだまだ「客観性」というものを当然のごとく受け入れて研究するという姿勢が多い。近年筆者が研究してきた議院内閣制に関わっても、多くの論者たちは「客観性」にこだわってきた。しかし、いかなる「客観性」も、個々の研究者の主観を通してでしか、把握した気分にはならないはずである。

解釈主義とは、研究者であれ、政治家であれ、官僚であれ、およそ人間が社会を観察し、それに関与する際には、それぞれの人間による解釈があり、そこにおいては純粋な事実の把握は非常に困難であり、把握されたものは全て社会的に構成されたものであると言う、一つの哲学である。解釈がいかに不可避であるかについては、解釈主義の祖の一人であるクリフォード・ギアーツの言葉を借りよう。「研究全体のうちで岩石のように堅い、確固とした事実—そういうものがあるかぎり—の面においても、われわれはすでに解釈をしているのであり、さらに、解釈について解釈をしているのである」（ギアーツ著『文化の解釈学』（岩波現代選書）15頁）。

マーク・ビーヴァー先生（UC Berkeley, USA）と私は、10月7日成蹊大学で行われた日本政治学会国際交流委員会企画”The Significance of the Interpretive Approach in Japanese Political Studies”で報告した。ビーヴァー先生は、上記の解釈主義を R. A. W. ローズとともに、政治学の経験的分析（実証分析）に取り入れて多くの著作を書いてき

た有名な研究者である。

日本では、政治学の方法としては、新制度論を前提としたもの（ポジティヴィズム）が非常に強く、その方法は客観的に把握されうる政治的アクター（政治家、官僚、人々など）が合理的に行動することを多かれ少なかれ前提とする。そうした政治行動の因果関係を説明することが重視されるが、因果関係という言葉が表すように、そこには独立変数と従属変数が想定される。変数とは、その政治現象に関わる様々な属性を表し、その特定の属性が他の属性を引き起こしたり、影響を与えたりする。例えば、非常に単純化していうと、GDP という独立変数が下がると、政権政党の支持率（従属変数）が下がるなどの関係である。

ポジティヴィズムの説明は、上記例のような政治現象の全部あるいは一部を、「純粋な事実」（誰もが一致できる事実）と把握する傾向がある。しかし、解釈主義は、上記のように、「確固とした事実」も一つの解釈であるという見方において異なる。たとえば、上記例で言えば、GDP が下がるということで、有権者はそれで政権を批判するという行動（解釈）にでるかもしれないが、かえって政権に景気対策を求めるという行動（解釈）にも出る。また、そもそも、GDP は経済の研究者が取り出した一部であり（これも解釈）、それ自体も都合よく使用される（これも解釈）可能性がある。つまり、ポジティヴィズムと解釈主義では、ものの見方が全く異なる。

こうした内容の報告を、ビーヴァー先生は、

理論的に詳しく説明され、そこから、熟議民主主義論の近年の議論傾向に対する問題点の指摘を行った。すなわち、それは、熟議民主主義においては近年、どのような方法を取れば熟議がうまくいくのかという方法に焦点が当てられ、そこでは、超歴史的・超空間的に普遍的な最善の方法（つまり専門家たちが望む結論）が追求される傾向があり、しかし、それは、そもそも熟議民主主義が民主主義であるならば、その最善の方向性があらかじめ決められることが問題なのではないかというものであった。

私の報告では、こうした解釈主義の問題を日本政治の分析に応用した。近年、日本政治では、「ウェストミンスター化」が語られることが多いが、それは、字義通りのウェストミンスター化（すなわちイギリス化）なのか、それとも日本的なバイアスの入った「ウェストミンスター化」なのかという問題提起であった。そもそも、ビーヴァー&ローズたちが指摘したのは、イギリスにおける「ウェストミンスター」像自身が、基本的にすべて個々の研究者の解釈に基づくものであり、「ウェ

ストミンスター」の真理などというものはないというものであった。日本政治や憲法の考え方においては、「ウェストミンスター」への憧れが明治憲法時代から強く、しかし、そこには極めて日本的な強い問題意識が投影されていたことを、筆者としては指摘した。

討論では、名古屋大学の田村哲樹先生と明治学院大学の池本大輔先生からご指摘をいただいた。特に、田村先生からは、解釈主義からすると、ウェストミンスター・モデルの「正しい理解」を、私自身も追求している傾向があるというご指摘をいただき、誠に当を得たご批判であったと受け止めた。また、討論の中では、ビーヴァー先生がレファレンダムは熟議民主主義として評価できないと述べていたのが印象に残っている。全編英語であったので、フロアからの討論が活発であったとはいえないが、内容は実り豊かなものであったと思う。今後も、筆者としては、解釈主義の観点から、英国や日本などの各国政治を検討していきたい。

（こぼり まさひろ・政治学）



Academic
Activities

学会発表報告

日本政治学会とワークショップでの発表を終えて

村上 剛 MURAKAMI Go

「ヘイトスピーチ規制」と聞くと、どちらかと言えば法学を専門とされる方のほうが、関心を持たれるテーマだろう。本学においても、市川正人先生がヘイトスピーチ規制について論文を書かれているが、そこでは憲法学における表現の自由との関係性から論じられている(市川正人「表現の自由とヘイトスピーチ」立命館法学 2 号 2015 年を参照)。ヘイトスピーチの問題をめぐるのは、そもそも法律で規制すべきなのか、何故規制すべきなのか(すべきでないのか)、規制するならばどのような形が望ましいか、といった疑問が議論の中心であろう。一方、日本の実証政治学でこのテーマが扱われることは少ない。ましてやそれが一般の人々の政治態度の話ともなると、先行する研究はほとんど見当たらなくなる。しかし今回、我々が日本政治学会で発表した研究は、まさにここに焦点を当てたものである。「我々」というのは、研究主任である同志社大学の西澤由隆先生を中心とした科研プロジェクトのメンバーのことで、今回の発表は、過去 2 年間で同プロジェクトが行った研究成果を報告する機会であった。この研究には、JSPS 科研費 JP17KT0005「日本におけるヘイトスピーチの心的基盤と法規形成の研究」の助成を受けているので、ここで謝意を表したい。

日本政治学会研究大会は、10 月 5 日～6 日にかけて成蹊大学(東京都)で開かれ、我々の発表は「ヘイトスピーチ規制の心的基盤の解明」と題されたパネルで行われた。このパ

ネルでは西澤先生をはじめ、この研究プロジェクトでいつもお世話になっている河野勝先生と広瀬健太郎先生(ともに早稲田大学)、千葉大学の金慧先生も発表している。討論では、関西学院大学の稲増一憲先生、同志社大学の岡野八代先生からそれぞれ貴重なコメントを頂いた。政治学ではあまり扱われてこなかったこのテーマも、これだけ多くの先生方と一緒に議論でき、また多くの方が発表を訊きに來てくださると、「もしかして、このテーマに関心がある政治学者も多いのでは？」と不思議な自信が湧いてきた。

実はこの 2 日前の 10 月 3 日に、津田塾大学にて同じテーマ/メンバーでワークショップを開催している。このワークショップでは、政治学以外の分野をご専門とされる方々からコメントを頂きたいと考え、法学からは大阪大学の松本和彦先生と専修大学の榎透先生に、ジャーナリズムの観点から元 NY タイムズ東京支局長のマーティン・ファクラーさんに、反差別運動の現場の視点から津田塾大学の原由利子先生にそれぞれご議論をお願いした。流石はそれぞれの分野の第一線でご活躍されている先生方で、その切り口は鋭く、私が普段あまり考えないようなことについて質問されたときは、思わず答えに窮してしまった。しかし、そうしたことも含めてとても良い経験である。異なる分野の知見やご経験を提供して下さった先生方、そしてこのワークショップの開催のために尽力して下さったプロジェクトメンバーの先生方に、この場

を借りて深く感謝したい。

さて肝心の発表内容だが、プロジェクトのメンバーは皆同じ実験世論調査のデータを使い、日本の有権者が現行のヘイトスピーチ規制法についてどのように考えているのかを検討している。詳細は省くが、我々が共有している基本的な問いは、以下のようなものである。人々は、ヘイトスピーチの規制をどのような政治問題として捉えているのか。どういった条件下で、ヘイトスピーチ規制に賛成／反対しやすくなるのか。賛否の態度を決めるまでには、どのような心理メカニズムが働いているのか。我々の研究は、「ヘイトスピーチを規制すべきか」というメインストリームの議論ではほとんど抜け落ちてしまう、「一般の人々はどのように考えているのか」に焦点を当て、実験的な手法を使った検討を試みている。今回私の発表も、日本の有権者によるヘイトスピーチの捉え方そのものを分析の対象としたものである。

私が発表した研究の結論のみを端的に言ってしまうと、多くの人々にとってヘイトスピーチ規制の問題とは、「表現の自由」の話ではなく、「在日コリアンに関する政治」の話である、ということになる。この知見は、主に以下のデータに基づいている。我々の調査では、参加者の一部の方々に、「ヘイトスピーチ」と聞いたとき 1) どのようなことを思い浮かべたかを自由に書いてもらうか、2) 特に何も思い浮かばなかった場合は、用意された 46 個の単語の中から思い浮かんだイメージに最も近いものを好きなだけ選んでもらった。すると、1) と 2) どちらの方法でも、「表現の自由」を挙げられた方は少なく、それより「在日」や「韓国」、「朝鮮」などの単語を挙げる／選ぶ方が圧倒的に多かったのだ

ある。在日コリアンに対するヘイトスピーチが現在でも深刻な問題であることは言うまでもないが、ヘイトスピーチ規制の是非をめぐる問題は、在日コリアンに対するものには限らない。しかし、日本に長く住む多くの人が月を見たら「ウサギ」を連想してしまうように、多くの人にとって、ヘイトスピーチから連想されるものは「表現の自由」よりも「在日コリアン」なのである。このことは政治学的に何を意味するのか... についてが一番面白いところなのだが、これを語るとあまりに長くなってしまふ。早くこの論文を出版できるよう、今後努力していきたい。

私は今年度、学外研究をさせて頂くことになったので、普段はカナダのトロント大学で研究している。今回の発表のために日本へ一時帰国することになったが、帰国してすぐワークショップで発表し、その翌日にプロジェクトの研究会で議論を続け、また学会で発表をするという、ヘイトスピーチについて考えることで忙しい日本滞在となった。懐かしい日本の食事を楽しみながら、ワークショップや学会でお会いした先生方と研究のアイデアを交換する時間は本当に楽しく、研究者として幸せなものであった。

(むらかみ ごう・政治学)

授与式報告

Ceremony

2019 年度・第 14 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式
第 3 回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞授与式

2019 年度（第 14 回）平井嘉一郎研究奨励賞授与式が、2019 年 5 月 17 日（金）、平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルーム（本学衣笠キャンパス）にて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和 15 年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により 2006 年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を修め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内外で貢献する人材を育成することである。

本年度は、尾藤司氏（博士課程前期課程研究コース 2 回生）、久保田茉莉氏（博士課程前期課程研究コース 1 回生）、笹谷珠希氏（博士課程前期課程法政リサーチ・コース 1 回生）、青山侑香里氏（博士課程前期課程公務行政コース 1 回生）、長澤茉莉乃氏（法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程 2 回生）の 5 名が受賞した。

当日は、平井嘉一郎記念図書館を利用して行う国際的な研究活動を支援奨励することを目的として創設された「平井嘉一郎海外研究



者支援奨励賞」の第 3 回授与式も同時に開催された。同賞については、中国・遼寧大学法学院講師として民事訴訟法を専攻し、かつて本学法学研究科に在籍していた張悦氏が受賞した。

授与式では、仲谷善雄学長から祝辞が述べられ、各受賞者に賞状が授与された。選考委員会を代表して法学研究科長から祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者から受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式終了後は引き続き、受賞者が平井信子様を囲み、茶話会が和やかに催された。

（法学研究科長 山本忠）



Ceremony

授与式報告

2019 年度・第 17 回天野和夫賞の授与式

第 17 回天野和夫賞の授与式が 2019 年 11 月 15 日（金）午後 2 時から本学衣笠キャンパス至徳館応接室にて開催された。

同賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄付により 2003 年に創設されたもので、法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回は、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した若手研究者として、『共和制の理念 イマヌエル・カントと 18 世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』（法政大学出版局、2018 年 8 月）を著した網谷壮介氏（獨協大学法学部専任講師）が受賞した。

授与式では、谷本圭子大学院担当副学部長が司会進行を務め、上野隆三副学長（天野和夫奨励金運営委員長）から受賞者に賞状と副賞が授与された。そして、選考委員会を代表



して選考委員長（法学研究科長）から祝辞と選考理由の報告がなされ、受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様を囲んで茶話会が和やかに催された。

（法学研究科長 山本忠）



Departure

出発

師は道を伝へ業を受け惑ひを解く所以なり

孫 文 SUN Wen

私は、2009年に立命館大学法学部に入学し、その後、同大学の大学院法学研究科に進学してから2018年に博士の学位が授与されるまで、立命館大学でこれまでの人生の三分の一を過ごしました。その後、ポスト・ドクター・フェローとして中国・上海の華東政法大学に就職しました。母校の先生方のご支援のおかげで、就職後も日中間の法学交流に自分なりに貢献し続けた結果、助理研究員を経て、2019年に特聘副研究員になりました。

中国（唐）を代表する思想家であった韓愈が書いた「師説」には、「師は道を伝へ業を受け惑ひを解く所以なり」という言葉があります。私に刑法の研究の道、そして日中法学の交流の道、さらに大学教員の道を伝えてくださったのは、恩師の松宮孝明先生をはじめとする立命館大学の先生方です。

法学部で最初に受けた刑法の授業は嘉門優先生の「刑法総論」です。嘉門先生は、当時日本語がまだ十分でなかった私の質問にいつも親切に答えてくださいました。そのおかげで、刑法に対する好奇心の扉が解放され、その後法学部時代の最後まで嘉門先生の刑法ゼミで勉強しました。ちなみに、この刑法ゼミで、博士課程後期課程までずっと一緒に刑法を研究してきた友達の山本和輝さんと知り合いました。ゼミ旅行での旅館で一緒にやった「人体ボウリング」は一生の思い出になります。

そして、法学部時代では、二宮周平先生は、私の留学生活の視野を広げた恩人です。二宮先生が教えてくださった「去る者は追わず来



る者は拒まず」ということわざから、いまでも先生の温厚な人柄を思い出します。そして、二宮先生の家事法自主ゼミで、同じく留学生であった、先輩の張挺さん、徐文海さん、王一晨さん、李娜さんと知り合うことにより、留学生活の視野が広がりました。そのおかげで、先輩方と同じ研究室の、松宮孝明先生の弟子である張小寧さんと知り合い、最終的にこの縁で私も松宮先生の弟子になりました。

2013年3月に松宮先生や小寧さんと一緒に上海の華東政法大学へ訪問した記憶は、いまでも生き生きと思い出されます。当時の私は、立命館大学大学院の法学研究科の入学試

験に合格しましたが、まだ学部を卒業していない大学四回生です。全然想像もつかないところ、松宮先生と小寧さんは、まだ大学生の私を信頼して、当年度の第一回日中経済刑法研討会に参加させてくださり、そして現場の通訳も担当させてくださいました。

大学院に入学してからは、弟子として松宮先生と一緒に中国の北京大学、武漢大学、山東大学などの名門大学と学術交流を行い、日中間の法学交流のお手伝いをしました。そのおかげで、私の日中間の法学交流の道が開かれ、さらに中国で刑法学研究者として生きていく道が開かれて、最終的にこの最初に訪問した華東政法大学に就職できました。2019年5月に私が華東政法大学の一員として第五回日中経済刑法研討会で松宮先生や小寧さんと再会したときには、心の中は感謝と喜びの気持ちで溢れていました。

長年の日中間の法学交流に注いだ努力は、さらに私の予想を超えた形で報われました。私が日本語に翻訳する華東政法大学の劉憲権先生の著作『金融犯罪刑法学原理』の翻訳事業が、2018年度の中華社会科学基金（Chinese Fund for the Humanities and Social Sciences）に採用されたのです。そして、私個人も2019年度の上海市浦江人材計画に採用されました。母校の教育と恩師の支援のおかげで、これらの成果を挙げることができ、就職後2年も経たない間に上海で特聘副研究員に昇任できました。これからも立命館大学と華東政法大学の友好交流、そして日中間の法学交流に自分なりに貢献できれば、これ以上の喜びはありません。

研究者の「卵」と言われる大学院生の最初そして最終の試練は、論文を書くことです。非常に光栄なことに、大学院時代には、松宮

孝明先生と安達光治先生より、懇切かつ熱心なご指導を長年いただきました。論文の指導は、単なる文章の書き方と刑法の知識を教えることに尽きません。研究の方法を弟子の身につけること、さらに研究者としての生き方を弟子に教えることが大事です。両先生は身をもって、私に刑法学研究の方法を、さらに刑法学者としての生き方を教えてくださり、当時の大学院生の私の惑いを解決してくださいました。まさに「師は道を伝へ業を受け惑いを解く所以なり」ということです。両先生のおかげで、私は研究者の「卵」の殻を割って博士論文を完成することができました。これから大学教員として研究者の新しい段階に入った私は、松宮先生と安達先生から教えていただいた刑法学研究の楽しみ方をもって、中国の刑法学研究者の教育にも貢献できれば光栄の至りだと考えております。

先生方の教えは、私にとって、何も代えがたい思い出と宝です。

（そん ぶん・刑法）



Study Group	研究会
	2019年3月～2020年1月

■法学部定例研究会：

- 19年 3月 9日 立命館土曜講座：岸本雄次郎氏「認知能力減退に備えた家族信託の活用について」
- 19年 3月 23日 立命館土曜講座：本山敦氏「相続法改正で何が変わるのか—高齢者の視点から—」
- 19年 3月 30日 立命館土曜講座：望月爾氏「高齢期の財産の保有・管理と税—財産をどう守り有効に活用するか？—」
- 19年 6月 1日 第3回面会交流支援団体フォーラム：宋賢鍾氏「韓国における面会交流支援の現状と課題」土方正樹氏「ハーグ条約の面会交流支援事業」
- 19年 6月 1日 商法研究会：原弘明氏「吸収分割の債権者異議と信義則 判例研究 最決平成29年12月19日」島田志帆氏「株式の譲渡と株主権行使」
- 19年 6月 14日 第1回政治学研究会：堀雅晴氏『『現代行政学とガバナンス研究』(東信堂, 2017年)を刊行して」
- 19年 6月 25日 第1回税法研究会：矢田善久氏「改正国税通則法の意義と問題点—税務調査手続を中心に—」
- 19年 7月 2日 博士論文公聴会：朱省志氏「日中民事訴訟手続の比較法的研究」
- 19年 7月 6日 商法研究会：道野真弘氏「(判例研究) 通知義務を履行した買主の権利の内容と消長(最判平4・10・20民集46巻7号1129頁)」久保壽彦氏「原子力損害賠償制度の新たな課題」
- 19年 7月 29日 第20回最高裁研究会：吉村良一氏「『政策形成訴訟』の意義と限界—公害・環境訴訟を例として—」
- 19年 7月 31日 ランチタイム法制研究会：谷江陽介氏「最大判平29・12・6民集71・10・1817(放送受信契約の締結をめぐる最高裁判決)の批判的考察—締約強制論の視点から—」
- 19年 9月 7日 商法研究会：伊藤吉洋氏「『公正なM & Aの在り方に関する指針』についての検討」品谷篤哉氏「会社法356条2項の改正」
- 19年 9月 21日 第21回最高裁研究会：座談会「司法制度改革後の弁護士業務開拓の現状と課題」
- 19年10月 2日 第2回政治学研究会：Mark Bevir氏「Making Sense of Governance」
- 19年10月 7日 比較司法制度研究会：Markus Gehrlein氏「ドイツ医師責任訴訟の現在」
- 19年10月 7日 第1回法政外国語研究会：田原憲和氏「ルクセンブルク語の成立とドイツ語教育」
- 19年10月10日 第1回民事法研究会：中谷崇氏「錯誤法の差異分化」
- 19年10月10日 第22回最高裁研究会：Schubel, Eva氏「最高裁判判官人事と男女平等」
- 19年10月19日 立命館土曜講座：松本克美氏「『慰安婦』『強制動員』問題を修復的正義の観点から考える」

- 19 年 11 月 2 日 商法研究会：高橋慶親氏「組織再編はスキーム選択と手順が大事～令和元年 8 月 26 日東京高裁税賠訴訟判決から～」桜沢隆哉氏「取締役選任合意の法的拘束力」（東京地判令和 1・5・17 金判 1569 号 33 頁）
- 19 年 11 月 8 日 International Colloquium in Kyoto 2019: “Effective Enforcement of Creditor’s Rights in Civil Execution through Effective Discovery of Debtor’s Assets”
- 19 年 11 月 19 日 第 2 回民事法研究会：原田弘隆氏「物所有権のアンチテーゼとしてのデータ所有権に関する序論的考察—所有権理論の現代的意義・本質を再考する一つの契機として—」尾藤司氏「民法 719 条 1 項後段の適用事例に関する基礎的研究—大規模損害事例への適用可能性に関する予備的考察—」
- 19 年 12 月 2 日 特別講演会：Stephan Seiwerth 氏「We called for workers and got human beings instead — the German experience with foreign workers employment and social equity」
- 19 年 12 月 3 日 第 2 回税法研究会：鄭直之氏「有利発行課税の問題—引受法人に対する受贈益を中心に—」中野宏和氏「組織再編成に係る行為計算否認規定の諸問題について—法人税法 132 条との比較検討を中心に—」森田潤星氏「重加算税の賦課要件」川端芳尚氏「宗教法人課税における収益事業の範囲の再検討—最高裁平成 20 年 9 月 12 日判決を素材として—」
- 19 年 12 月 3 日 第 3 回民事法研究会：秦ひとみ氏「将来債権譲渡後に設定者の地位が変動した場合に起こりうる問題の検討」野本貴氏「暗号資産に対する強制執行及び破産処理」
- 19 年 12 月 6 日 第 1 回公法研究会：朝倉彰彦氏「憲法における人間像」
- 19 年 12 月 7 日 商法研究会：清水円香氏「新株発行の秘匿と新株発行不存在の主張による既存株主の救済」村上康司氏「株主提案議題等記載仮処分申立事件（ヨロズ株主提案高裁決定事件）東京高決令和現代社会法年 5 月 27 日資料版／商事法務 424 号 120 頁」
- 19 年 12 月 12 日 第 1 回刑事法研究会：日原拓哉氏「完全自動運転車のプログラミングに関する刑法上の問題—いわゆるジレンマ問題を中心に—」
- 19 年 12 月 16 日 第 2 回公法研究会：平田千瑛氏「自力救済行為から見る中世日本のイエの自立性と公権力の関連性—うわなり討・妻敵討を手がかりとして—」石山雄太郎氏「中世カタルーニャにおける自治制度の形成とその歴史的背景—今日のカタルーニャ独立問題を意識しつつ—」
- 19 年 12 月 17 日 第 3 回税法研究会：鈴木理更氏「交際費等課税制度に関する一考察」
- 20 年 1 月 11 日 商法研究会：千手崇史氏「計算書類等を作成していない場合にどうなるか？—法規制の変遷と実効的な規制の欠如に関する問題—」村田敏一氏「商的色彩論の系譜—商法とは何かの問い—」
- 20 年 1 月 29 日 第 4 回民事法研究会：松本克美氏「建築瑕疵責任と改正民法—解釈論上の課題」
- 20 年 1 月 31 日 講演会：Sally Perel 氏「平和・人権と和解 ヒトラーユーゲントとしてホロコーストを生き延びたユダヤ人サロモン・ペレルの物語」



立命館ロー・ニュースレター
第 88 号 (2020 年 2 月)
編集：立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)
発行：立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)